平成２２年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字石川字石川156番地
債務者　工藤　義文
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３２７号
神奈川県逗子市沼間５丁目765番地の438
債務者　楠本　香織
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３３９号
神奈川県横須賀市久村429番地２　コーポしらかばＡ―101
債務者　奥山　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３４２号
神奈川県横須賀市長沢１丁目34番２号
債務者　袴田かほる（旧姓千塚）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３４４号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目10番地８　レオネクストサンリバーⅡ　102
債務者　青木　誠司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４２０号
神戸市東灘区深江南町４丁目12番34号　アークス深江南303号、従前の住所兵庫県明石市西明石西町２丁目７番35号
債務者　関口　昌美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７３号
神戸市兵庫区千鳥町１丁目６番11号　千鳥アパート西１号、従前の住所神戸市須磨区竜が台１丁目12番地
債務者　奥田　博史
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２９号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目12番16―302号、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番10―106号
債務者　森上　忠義
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４１号
神戸市垂水区狩口台６丁目４番７―507号
債務者　高橋　玖美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４３号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目７番23号　ルシュール住吉103号
債務者　土屋写真事務所こと　土屋　　拓
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４５号
神戸市垂水区五色山６丁目１番25号サニーパレス五色山302号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10
債務者　大野　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４８号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番19号ハイツ材井601
債務者　井田久二子（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８９号
神戸市兵庫区西橘通２丁目１番３号シャトー第８神戸211
債務者　柴垣　幸二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県京都郡苅田町近衛ケ丘１番地６県営住宅１棟403号
債務者　松本スミヱ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
熊本県合志市須屋220番地村上方、住民票上の住所熊本県合志市栄3793番地11
債務者　守田　絹子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７０号
熊本県菊池市泗水町吉富2252番地20
債務者　池田　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７９号
熊本市戸島１丁目１番15号　サンライズ戸島205号室、住民票上の住所熊本県玉名市横島町横島1198番地
債務者　吉田　　修
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部